

( 整理番号 2 3 0 1 )

## 長野地方最低賃金審議会

### 第 1 回本審議会 議事録

令和 6 年 4 月 1 7 日 公開

開催日時 場所	令和 5 年 7 月 3 日 1 1 時 0 0 分 ~ 1 1 時 4 0 分 ホテル信濃路 2 階穂高		
出席状況	公益代表委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者代表委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者代表委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 長野県最低賃金の改正決定の諮問について 2 長野地方最低賃金審議会の運営について 3 長野県最低賃金専門部会の構成について 4 長野地方最低賃金審議会日程について 5 関係労使からの意見の聴取について 6 その他		
開会	<p>古畑賃金室長</p> <p>それでは定刻となりましたので、只今より令和 5 年度第 1 回長野地方最低賃金審議会を開催いたします。会長、会長代理が選出されるまでの間、事務局で進行させていただきます。賃金室長の古畑と申します。よろしく願いいたします。はじめに定足数の確認です。本日の審議会は委員総数 1 5 名のうち 1 5 名と 3 分の 2 以上のご出席をいただいております。最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定により本審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、本日は報道機関 6 社が取材に見えておりますことを併せてご報告いたします。</p> <p>本日は令和 5 年度第 5 4 期審議会委員による初めての総会でありますので委員のご紹介を申し上げます。お配りしました資料 1 「長野地方最低賃金審議会委員名簿」を御覧ください。</p> <p>まず、公益代表から、向かって右側から（公益代表委員のみなさまからです</p>		

と左手から) 昆委員、沼尾委員、倉崎委員、吉村委員、山本委員でございます。続きまして、労働者代表、向かって左側から(労働者代表委員のみなさまからですと右手から) 山口委員、櫻井委員、齋藤委員、廣松委員、竹村委員でございます。

使用者代表、向かって右側から(使用者代表委員のみなさまからですと左手から) 井出委員、聲山委員、本年度から御就任いただきました中村委員、山岸委員、土井委員、でございます。

次に、長野労働局長及び事務局職員にも異動がございましたので、紹介させていただきます。

3月31日付けで着任した久富長野労働局長です。4月1日付けで着任した柘植労働基準部長、賃金室長の私、古畑でございます。西尾賃金室長補佐、嶋田賃金指導官です。よろしく願いいたします。

では、審議に先立ちまして、久富労働局長からご挨拶申し上げます。

久富労働局長

皆さんこんにちは長野労働局長の久富と申しますよろしく願いいたします。

委員の皆様方におかれましてはお忙しい中、本日第1回の長野地方最低賃金審議会に御出席いただきありがとうございます。

また、皆様方におかれましては常日頃から労働行政にご支援ご協力をいただいておりますことにつきまして、改めてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

本日これから、わたくしから会長に対しまして、今年の長野県最低賃金の改正について諮問させていただくわけですが、これに先立ちまして諮問に至った背景事情等についてご説明させていただきたいと思っております。まず第1といたしまして、中央最低賃金審議会の審議状況でございます。去る6月30日に加藤厚生労働大臣から中央最低賃金審議会の会長宛に諮問させていただいたところございまして、諮問の内容につきましては、いわゆる骨太方針等に配慮して調査審議を求めるとされております。2点目は、長野県の社会経済情勢でございますけれども、まず、経済情勢についてご説明いたしますと、6月に日銀の松本支店が発表いたしました金融経済動向では、長野県経済は、一部に弱い動きがみられるものの、持ち直しの動きが続いているとされております。そして雇用情勢につきましては、6月30日にわたくしどもで発表させていただいたものですが、有効求人倍率は1.47倍と依然として高い水準を保っておりまして、雇用情勢判断につきましては、「雇用情勢は、順調に推移している。ただし、物価上昇等が雇用に与える影響を注視する必要がある。」としているところです。続いて、今年の春闘の状況について申し上げますと、春闘につきましては、長野県が6月に発表した春闘の妥結状況調査によりますと、平均妥結額は前年同期比2,944円増の7,521円となっております。妥結額が7,

000円を超えるのは長野オリンピック依頼25年振りとなっているとされており、最後に物価の状況でございますけれど、長野県が発表した長野市の消費者物価の状況でございますが、令和2年を100とした令和5年5月の総合指数については、106.4となっております、前年同月比4%の増、そして21か月連続で前年同月を上回る状況となっております。3点目が、いわゆる骨太方針の内容でございますが、6月16日に閣議決定されました骨太方針の中ではですね、3点最低賃金について触れております。1点目は、今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、中央最低賃金審議会において議論する。2点目が、地域間格差につきましては、その是正を図る。3点目は、1,000円達成後の引上げ方針についてについて、新しい資本主義実現会議で議論する、といった3点の内容が閣議決定されているところでございます。こういった背景事情をもとに、これから諮問させていただくことしております。最低賃金審議会の審議スケジュールでございますけれども、中央最低賃金審議会の審議スケジュールにつきましては、今年も例年同様に7月末頃に結論が得られる予定となっております。私どももそれを受けまして、8月上旬には、委員の皆様にはご審議をいただきたいと思っております。これも例年同様でありますけど、委員の皆様、特に専門部会の委員の皆様におかれましては、非常にタイトなスケジュールで結論を得られるべくご審議いただくことになっておりますが、何とぞお許しをいただきたいと思っております。それでは最後になりますけど、わたくしども最低賃金審議会の事務局といたしまして、会場の設置、資料の準備、必要な説明等、審議会の運営について万全を期してまいりたいと考えております。委員の皆様におかれましては、非常にタイトなスケジュールではございますが、忌憚のない意見交換をしていただいた上で、その成果についてご審議いただくよう申し上げて、冒頭のあいさつとさせていただきます。それでは本年度もよろしくお願い申し上げます。

古畑賃金室長

次に、会長及び会長代理の選出についてお諮りします。

最低賃金法第24条で会長及び会長代理は、公益委員の中から選出することとされておりますので、この規定に従って公益委員の皆様でご協議いただくということで、いかがでしょうか。

<「異議なし」などの発声あり>

古畑賃金室長

それでは、公益委員の皆様方でご協議をお願いいたします。

沼尾委員

ご報告いたします。協議の結果、会長には倉崎委員、会長代理にはわたくし沼尾が務めることとなりましたので、ご報告いたします。

古畑賃金室長

それでは確認いたします。公益委員の皆様によるご協議の結果、ご提案いただきました会長に倉崎委員、会長代理に沼尾委員と、それぞれご就任していただくことでよろしいでしょうか。

<「異議なし」「はい」などの発声あり>

古畑賃金室長

それではこれからの審議につきまして倉崎会長、よろしく願いいたします。

倉崎会長

皆さんこんにちは。会長に就任いたしました倉崎でございます。当審議会においては、従前から論点多岐にわたり大変難しい審議を皆様をお願いしてまいりましたが、今年度も同様に大変難しい審議を皆様をお願いすることになるかと思えます。ひとつには段階的に減少しつつある新型コロナウイルスの社会に対する影響をどのように最低賃金に投影させるか、それとは別に大変流動的である経済情勢、例えば労働者の生計という観点から見れば、今ほどご指摘のありました消費者物価の高騰、そうした状況の中で、労働者が誇りを持って働き生活できる、そうした賃金は何なのかということを探求していく姿勢まずそれが一つ目には重要だと思えます。ただ、他方で企業物価と事業者側の実情も正確に把握しなければならないと考えております。特に、最低賃金に利害のある中小零細事業者の皆様の実状がどうかなのか、例えば、物価が高騰した際に、そうしたものがきちんと商品やサービスに価格転嫁できているのか、そうしたこともきちんと分析し、検討していかなければならないと考えております。昨年と同様のご挨拶になってしまうかも知れませんが、審議会の進行に当たっては、最終的な結論としての金額がどれくらいなのか、勿論それも重要なのですが、それに至る過程を重要視したいと考えております。今ほど申し上げました、労働者の実状、そして事業者の実状については、それぞれから代表されている審議委員の皆様から、そうした方々の生の声を審議会に反映させていただくことで、実状に見合った充実した審議ができるものと考えております。最終的な結論としましては、労使が完全一致という形で結論が導き出されれば、もちろんそれを願うことは大前提にはあるのですが、万一それが仮に至らなかったとしても、充実した労使双方の実状を反映した議論を前提として、可能な限り労使双方の合理的意思に接近した金額を探索、探求していきたいと考えております。それにあたっては、審議委員の皆さんに大変なご苦勞をお願いすることになると思えますし、資料の整理等、事務局の皆様にも大変なご負担をお願いすることになると思えますが、今ほど申し上げました、労使双方にとってより理想に近い数値を目指すため、ご協力をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

運営規定により議事録を作成しますので、本日の議事録確認委員を指名いたします。

労働者代表委員 齋藤 委員

使用者代表委員 井出 委員 をお願いしたいと思います。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

まず、議題１の「長野県最低賃金の改正決定の諮問について」です。

本日、諮問がされるとのことですので、事務局からお願いします。

古畑賃金室長

それでは、久富労働局長から、長野県最低賃金の改正について諮問させていただきたいと存じます。事務局でレイアウト等を変えますので少々お待ちください。

お手数ですが、会長及び局長は、所定の場所へ御移動をお願いします。

久富労働局長

長野地方最低賃金審議会会長倉崎哲矢殿、長野県最低賃金の改正決定について諮問。最低賃金法第１２条の規定に基づく長野県最低賃金の改正決定に関して、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画２０２３改訂版及び経済財政運営と改革の基本方針２０２３に配意した貴会の調査審議をお願いする。長野労働局長久富康生。よろしくをお願いします。

< 長野労働局長から長野地方最低賃金審議会会長へ諮問文を交付 >

倉崎会長

それでは、議題（２）の「長野地方最低賃金審議会の運営について」に入ります。事務局から説明をお願いします。

古畑賃金室長

それでは、事務局から説明いたします。

長野地方最低賃金審議会の運営は、最低賃金法令及び最低賃金審議会令に基づいておりますが、これらに規定されていないものについては、資料２「長野地方最低賃金審議会運営規程」により定められております。

運営に関しまして、第３条で特定の事案に係る調査、又は細目にわたる審議を行うため、小委員会の設置ができることとされています。

また、第６条及び第７条に規定する公開・非公開に当たっての具体的な取扱いを定めたものが、資料Ｎｏ．３の「長野地方最低賃金審議会会議公開要綱」

になります。第2条において、会議の公開・非公開の決定は審議会等において行う、とされているところでございます。事務局からの説明は以上でございます。

倉崎会長

ありがとうございました。只今の事務局からのご説明いただいたとおり、運営規程第3条に基づき、審議会運営の基本的な事項につきましては運営問題小委員会を、また、特定最低賃金の改正の必要性に関する事項等については特定最低賃金検討小委員会を、従来から設置して審議してきております。

今年度においても、従来と同様に、この運小・検小、2つの小委員会を設置するということがいかがでしょうか。

<「異議なし」「はい」などの発声あり>

それでは、運営問題小委員会及び特定最低賃金検討小委員会を設置することといたします。両小委員会の委員構成は、従来から公・労・使で各3名、計9名の構成として審議していただいておりますが、委員の構成はそれぞれ3名ということによろしいでしょうか。

<「異議なし」「はい」などの発声あり>

ただ今御承認いただきましたので、公・労・使 各委員の人選をお願いいたします。

人選が終わりましたら、労側、使側の順に発表してください。

では、労側委員からお願いします。

竹村委員

労側委員の竹村です。よろしくお願ひいたします。

労側3人は、山口正巳、桜井由紀夫、竹村進の3名ということをお願いしたいと思います。

倉崎会長

続きまして、使側委員から発表をお願いします。

井出委員

それでは、よろしくお願ひします。

使用者側ですけども、聲山、中村、井出の3名でお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

倉崎会長

公益委員は、運小、検小ともに 昆委員 沼尾委員、そしてわたくし倉崎になります。

それでは、各側の人選結果を事務局において確認してください。

古畑賃金室長

それでは、確認させていただきます。五十音順に申し上げます。

運営問題小委員会、公益委員、倉崎委員、昆委員、沼尾委員、労働者側代表委員、櫻井委員、竹村委員、山口委員、使用者側代表委員、井出委員、聲山委員、中村委員、特定最低賃金検討小委員会、公益委員、倉崎委員、昆委員、沼尾委員、労働者側代表委員、櫻井委員、竹村委員、山口委員、使用者側代表委員、井出委員、聲山委員、中村委員。

以上でよろしいでしょうか。

< 「はい」の発声あり >

倉崎会長

では、御承認をいただいたということで、ただ今の報告のとおり指名することといたします。

次に、議題(3)の「長野県最低賃金専門部会の構成について」に入ります。

先程、諮問いただきました長野県最低賃金については、最賃法第25条第2項の規定に基づき、専門部会を設置して審議することになります。

専門部会の構成について、事務局から説明してください。

古畑賃金室長

専門部会は、最低賃金法第25条第4項の準用による第25条第3項により、公・労・使各側同数、また、最低賃金審議会令第6条第1項により9名以内の構成とされているところがございます。長野地方最低賃金審議会では、従来から、専門部会を各側3名による9名の構成としているところがございます。

事務局からの説明は以上でございます。

倉崎会長

只今の説明のとおり、従前から専門部会は各側3名による合計9名の構成としていますので、今年も同じ構成としたいと考えますが、いかがでしょうか。

< 「異議なし」「はい」などの発声あり >

それでは、各側3名による合計9名の構成といたします。

専門部会委員の選任につきまして、事務局から説明してください。

古畑賃金室長

只今、御審議いただいたとおり、専門部会の構成について御承認いただきましたので、本日（7月3日）付けをもちまして専門部会委員の候補者の推薦に関する公示を行います。推薦締切日は、7月18日（火）といたします。

併せて、関係労使の意見聴取に関する公示についても、同様に本日（7月3日）付けで行うこととし、その締切日は7月25日（火）といたします。

事務局からの説明は以上でございます。

倉崎会長

ただ今の事務局からの説明について、質問等はございますか。

特によろしいですかね。

それでは進行いたします。議題（4）の「審議会日程」に入ります。

事務局からご説明をお願いいたします。

古畑賃金室長

事務局案を提案させていただきます。

資料 5の長野地方最低賃金審議会日程表（案）をご覧ください。

当面の日程といたしまして、運営問題小委員会は、7月18日（火）午前10時30分から労働局会議室、特定最低賃金検討小委員会は、7月18日（火）午前11時から労働局会議室、第2回本審議会は、8月1日（火）午後1時00分からホテル信濃路を予定しております。

審議会及び専門部会の日程といたしましては、10月1日の改正発効を目処に、仮の日程を当てはめさせていただきました。具体的な改正発効日、専門部会の設置等につきましては、運営問題小委員会で御審議いただくこととなりますので、各委員の日程につきましては、別途照会の上、調整を進めてまいります。

説明は以上でございます。

倉崎会長

只今、事務局から説明がありました当面の日程案ですが、いかがでしょうか。運営問題小委員会、検討小委員会の委員の方、よろしいでしょうか。

<「異議なし」「はい」などの発声あり>

それでは、事務局案のとおり進めることといたします。今後、日程等の変更が生じた場合は、事務局から早急に各委員との間で日程調整を行い、各委員まで連絡をお願いいたします。



続いて、議題（５）の「関係労使からの意見の聴取について」に入ります。  
事務局からご説明をお願いします。

古畑賃金室長

審議会における関係労使からの意見聴取につきましてご説明いたします。

意見聴取の方法は、公示により提出された意見書による場合のほか、意見書を提出した者、あるいは「審議に当たってその意見を聞く必要があると認める者」など、審議会において関係労使の中から適当と認める者を選び、会議や実地視察の際に意見を聞く等の制度が最低賃金法第２５条第５項、最低賃金法施行規則第１１条第２項に示されております。

令和元年度までは、班別編成による実地視察を行い、視察先で労使の意見を聴く方法をとっておりましたが、令和２年度以降は関係者を招致して「意見陳述」していただく形としております。

実地視察につきましては、そのメリットの反面、労使の肉声を全員で共有できないという側面がございます。

意見陳述であっても実地視察であっても、例えば違反率、未満率や影響率が高い業種から選定するなど調査審議に資する対象から選定するということには変わりはありません。本年におきましては、昨年同様に公示により提出された意見を含めた、本審議会における意見陳述をもって労使からの意見聴取ということにさせていただきたく御提案いたします。

事務局からの説明は以上でございます。

倉崎会長

只今、事務局から提案があった関係労使からの意見の聴取方法につきまして、御意見はございますか。

< 「異議なし」「なし」などの発声あり >

特にご意見がないようであれば、事務局案のとおり進めますが、それではよろしいですね。

< 「異議なし」「はい」などの発声あり >

それでは、審議会における関係労使からの意見聴取につきましては、意見聴取の公示に基づく意見書の提出に加え、関係労働者及び関係使用者を審議会へ招致の上、意見陳述してもらおうという方法にいたします。

それでは、最後の議題（６）「その他」に入ります。

事務局から何かございますか。

古畑賃金室長

先ほど御了承いただきました審議日程につきましては、改めて別途、正式にご通知を差し上げます。各委員の皆様には御出席をお願い申し上げます。

また、基礎資料として、現時点の雇用経済情勢や物価の動向等の資料を 8 から 15 及び参考資料各抜粋として配布しております。

また、今後とも本審及び各専門部会には、最新の資料を提供いたします。

次に、各専門部会における、公労使の三者が集まって議論を行う部分の公開について申し上げます。

「中央最低賃金審議会 目安制度の在り方に関する全員協議会報告について令和5年4月6日」の目安制度の在り方に関する全員協議会報告にありますとおり、「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当」と報告されています。

お手元の資料の 2 「長野地方最低賃金審議会運営規程」の（会議の公開）第6条第1項では「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合等には、部会長は、会議を非公開とすることができる。」と規定されています。

また、お手元の 3 「長野地方最低賃金審議会会議公開要綱」の別紙 の「審議会等の公開・非公開について」の2の（2）で「長野県最低賃金専門部会、特定最低賃金専門部会について 第1回部会は公開とし、第2回以降は金額審議を含む審議となるため非公開とする。」とあります。

そこで、この別紙 について、事務局から案を配布します。

ただ今配布しました「長野地方最低賃金審議会会議公開要綱（案）」のとおり変更修正し、長野県最低賃金専門部会、特定最低賃金専門部会においても、原則として公開し、各部会長は、三つのいずれかのおそれがある場合等において会議を非公開とすることができるとし、公労使三者が集まって議論を行う部分については原則公開することについて提案いたします。

なお、各専門部会の公開の詳細については、運営問題小委員会、第1回の各専門部会において審議していただくことを予定しています。

事務局からは以上でございます。

倉崎会長

只今、事務局からご提案のありました専門部会の会議の公開について、御意見はございますか。

< 「異議なし」の発声あり >

それでは、特段ご異議なしということで、事務局から提案いただいた内容で、

進めていきたいと思いをします。

議題としては、これで本日検討すべきものは検討したと思いをしますが。  
現時点で、労働者代表委員から何かございますか。

山口委員

山口でございます。本年もよろしくお願ひしたいと思いをします。議題等についてはですね、特に申し上げることはございませぬけれど、配付資料の関係でございます。例年この第1回の時に配付させていただいてございします、連合長野として主張しております個別賃金調査2022年、本年度の春闘の結果ではなくてですね、昨年の結果となりますが、皆さんのお手元に配付させていただきました。昨年も比較的コロナ禍ではありますけども、賃金改定が徐々に進んできた中での結果ということで、160組合、37,928名と多い組合員から得た情報となります。審議の参考にしていただければと思いをまして、配付させていただきました。ご活用いただければと思いをします。以上です。

倉崎会長

ありがとうございました。

他に労働者側から何か。

では、使用者代表委員から、現時点で何かございますか。

井出委員

それでは、例年お願ひをさせていただいているところではございしますけれども、やはり法の定めるところの、生計費、賃金、支払能力の3要素になりますけれど、これに基づいてデータによる明確な根拠に基づいて、納得感のある審議をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

倉崎会長

ありがとうございました。

他に使用者側からは。特段よろしいですか。

事務局の方からでは何かございますか。よろしいですかね。

それでは、本日はこれで閉会とします。

皆さんお疲れさまでした。

閉会